



鳥取県公報

平成17年 9月30日(金)
第 7 7 2 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	都市公園の供用の開始 (715) (公園自然課)	1
	保安林の指定の解除予定 (716) (森林保全課)	1
	土地改良区の役員の就任 (717) (鳥取地方農林振興局)	2
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (62)	2
議会告示	鳥取県議会図書室規程の一部改正 (9) (総務課)	3
正 誤	平成17年 9月27日付鳥取県公報第7724号中訂正	4

告 示

鳥取県告示第715号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により告示する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 名称
鳥取県布勢総合運動公園
- 2 位置
鳥取市里仁
- 3 区域
別紙図面のとおり
- 4 供用開始の期日
平成17年10月 1 日

(「別紙図面」は、省略し、鳥取県生活環境部公園自然課において一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第716号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字西小谷2123の2、2124（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大谷土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年9月30日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 村 庄 一 岩美郡岩美町大字大谷491 - 5

平成17年3月20日就任 任期平成20年3月31日まで

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第62号**

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
1 略		1 略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
特別養護老人ホーム すこやか	八頭郡八頭町宮谷174 - 1	特別養護老人ホーム すこやか	八頭郡八頭町宮谷174 - 1
ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷165		
略		略	

社会福祉法人日南福祉会あかねの郷	日野郡日南町下石見2315
特別養護老人ホーム あいご	日野郡日野町根雨730
略	

3 身体障害者更生援護施設

施設名	所在地
障害者福祉センター 友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目113-1
略	

4 略

社会福祉法人日南福祉会あかねの郷	日野郡日南町下石見2315
略	

3 身体障害者更生援護施設

施設名	所在地
障害者福祉センター 友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128
略	

4 略

議 会 告 示

鳥取県議会告示第9号

鳥取県議会図書室規程（昭和58年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成17年 9月30日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(利用時間)</u></p> <p>第2条 図書室の利用時間は、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時45分から午後5時までとする。ただし、図書室長（以下「室長」という。）が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(資料の管理)</u></p> <p>第3条 図書には、図書分類票及び整理表を表示するとともに、データベースに記録して管理するものとする。</p> <p>2 図書以外の資料には、資料分類票を表示するとともに、データベースに記録して管理するものとする。ただし、新聞、雑誌その他これらに類する資料については、この限りでない。</p>	<p><u>(資料の管理)</u></p> <p>第2条 図書には分類票（様式第1号）及び整理表（様式第2号）を表示するとともに、図書原簿（様式第3号）に登録して管理するものとする。</p> <p>2 図書以外の資料は、別に定める帳簿に登録して管理するものとする。</p>

<p>(貸出し)</p> <p>第4条 貸出しは、<u>図書について、議員及び県職員に限って行うものとする。</u></p> <p>2 同時に貸出しを受けることができる図書の数は、3冊以内とし、貸出期間は、議員にあっては2週間以内、<u>県職員にあっては1週間以内とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>図書の貸出しを受けようとする者は、貸出票に所要事項を記入して室長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 図書の貸出し等の状況は、<u>貸出票により管理するものとする。</u></p> <p>(貸出禁止図書)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する図書については、<u>貸出禁止の表示を行うものとする。</u></p>	<p>(閲覧)</p> <p>第3条 <u>資料を閲覧しようとする者は、閲覧(借受)票(様式第4号)に所要事項を記入して図書室長(以下「室長」という。)に提出しなければならない。</u></p> <p>(貸出し)</p> <p>第4条 貸出しは、<u>図書に限って行うものとする。</u></p> <p>2 同時に貸出しを受けることができる図書の数は、3冊以内とし、貸出期間は、議員にあっては2週間以内、<u>議員以外の者にあっては1週間以内とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前条の規定は、図書の貸出しを受けようとする者に準用する。</u></p> <p>5 図書の貸出し等の状況は、<u>図書貸出簿(様式第5号)に記載するものとする。</u></p> <p>(貸出禁止図書)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する図書については、<u>第2条第1項の規定による表示を朱書により行うものとする。</u></p>
---	--

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

正 誤

平成17年9月27日付鳥取県公報第7724号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 下から3

誤 施工管理実績

正 監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工管理実績

頁 6

行 5から7まで

誤	現場代理人としての実績の認否	-	-
---	----------------	---	---

正	現場代理人としての実績の認否	認める。	-
---	----------------	------	---